

○議長（吉田敏郎）

先ほど認定第1号 決算認定についての一般会計の細部説明は終了しておりますので、続きまして、日程第2 認定第2号 決算認定について（国民健康保険特別会計）の細部説明を担当課長に求めます。

少し、もうちょっとゆっくりしゃべっていただけるとよろしいかと思いますけれども。あと、私が、ちょっと休憩時間が短かったので、皆さん、お忙しいかもしれせんけれども、よろしくお願いいたします。お願いします。

○総合窓口課長（高橋靖恵）

それでは、認定第2号 決算認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、令和元年度開成町国民健康保険特別会計歳入歳出決算は別冊のとおりにつき、監査委員の意見をつけて認定を求めます。

令和2年9月4日提出、開成町長、府川裕一。

では、決算書の153ページをお開きください。153ページです。

国民健康保険特別会計歳入歳出決算総額。歳入、歳入予算現額16億6,876万6,000円、歳入決算額16億3,538万7,054円、歳出、歳出予算現額16億6,876万6,000円、歳出決算額15億6,912万8,038円、歳入歳出差引額6,625万9,016円、うち基金繰入額0円。

令和2年9月4日提出、神奈川県足柄上郡開成町長、府川裕一。

次のページをお開きください。154ページ、155ページです。

令和元年度国民健康保険特別会計歳入歳出決算書、歳入です。1款国民健康保険税から7款諸収入まで、歳入合計、予算現額16億6,876万6,000円、調定額17億3,589万9,734円、収入済額16億3,538万7,054円、不納欠損額784万8,374円、収入未済額9,266万4,306円。

続いて、次のページをお開きください。156ページ、157ページです。

歳出です。1款の総務費から8款の予備費まで、歳出合計、予算現額16億6,876万6,000円、支出済額15億6,912万8,038円、翌年度繰越額0円、不用額9,963万7,962円、歳入歳出差引残額は6,625万9,016円です。

では、詳細を御説明いたします。本書の附属資料の361ページをお開きください。361ページです。下段の参考欄となります。

令和2年3月31日現在の世帯数と被保険者数ですが、加入世帯数は1,987世帯、前年度より28世帯の減となっております。次に、被保険者数は3,155人で、前年度より72人の減となります。このように、世帯数も被保険者数も毎年減少しております。

また、退職被保険者については、平成20年4月の法改正により原則廃止となり、経過措置として存続していましたが、令和2年3月31日をもって終了となりました。

また、町の人口から見た被保険者数の加入率ですが、令和元年度末は17.5%、前年度は18.2%ですので、マイナスの0.7%となります。

では、少し戻りまして、３５８ページをお開きください。３５８ページです。

初めに、平成３０年４月の国民健康保険制度改革により財政運営が町から県に移ったことにより、一部の予算科目の廃止や平成３０年度との比較に大きな差が出るなどの影響が出ております。令和元年度は、国保制度改革の前と後で県の会計で管理する物と町の会計で管理するものが整理された年度となります。主に影響が出ているのは、歳入では８の繰入金、歳出では７の諸支出金となります。

では、歳入でございます。令和元年度の歳入決算額合計は、１６億３，５３８万７，０００円でございます。平成３０年度が１７億５，８７２万７，０００円でございますので、１億２，３３４万円、７％の減となっております。

１の国民健康保険税については、平成３０年４月の制度改革のときに国保税の税率改定を行い、令和元年度については税率改定は行わず、平成３０年度と同じ税率となっております。令和元年度の決算額は３億３，７５０万２，０００円で、前年度とほぼ同額となっております。被保険者数及び加入世帯数が減少しているのに収入額がほぼ同額になっているのは、加入者の課税所得額が前年度より多いと考えられます。

続きまして、構成比が一番多い５の県支出金で１１億４，７９４万２，０００円、構成比は７０．２％を占めています。これは、制度改革により主に町の保険給付費に要する費用の全額、歳出で言えば保険給付費のほぼ全額を県から交付されることとなったためです。

また、８の繰入金は、前年度比７６．４％の減となっております。これは、平成３０年度の繰入金の過年度分の精算額が多かったことが主な要因と考えられます。

次に、下の表の歳出となります。令和元年度の歳出決算額合計は１５億６，９１２万８，０００円で、前年度比１億４，４００万４，０００円、８．４％の減です。

３の国民健康保険事業費納付金と７の諸支出金の減少が大きな影響と考えます。

続きまして、右のページを御覧ください。３５９ページの一番上の表、保険税の状況です。

現年過年度の調定額３億４，０８２万１，０００円に対し収入額は３億２，３５５万１，０００円、収納率は９４．９％になります。昨年は９５．５％ですので、０．７％の減となりました。次の滞納繰越分は、調定額９，７１９万３，０００円に対し収入額は１，３９５万１，０００円で、収納率は１４．４％になります。昨年は１０．６％ですので、３．８％の増です。現年課税分と滞納繰越分の合計は収納率７７．１％、前年度は７６．４％ですので、０．７％の増となります。

続いて、１の所得割等、課税総額は記載のとおりです。構成比を見ますと、応能割分である１の所得割は５５．１％になり、前年度より応能割の率が１．９％高くなっています。応益割分である２の被保険者均等割が３２．６％、３の世帯別平等割が１２．３％ですので、応能割の率の合計は４４．９％になります。前年度より応益割の率が１．９％低くなっています。

続いて、中央の表、医療給付の状況ですが、療養の給付、療養費、高額療養費、出産育児諸費等について、件数、費用額を記載しております。なお、費用額は医療に係

る自己負担分を含めたもののため、歳出科目の保険給付費額とは一致いたしません。療養の給付の件数は5万9,907件、前年度より1,877件下がっています。また、費用額13億1,182万5,000円は、前年度より1,463万7,000円の増となりました。療養費の件数は851件、前年度より263件下がっています。また、費用額も1,066万円と、こちらも前年度より269万3,000円の減となりました。

その他の給付では、高額療養費の件数は2,193件と前年度と、ほぼ同件数です。費用額は1億3,894万円で、665万7,000円の増となっています。療養の給付と高額療養費については、一人当たりの費用額と一人当たりの保険給付費は、どちらも増額となっております。

では、続きまして、事業別説明書で詳細を御説明いたします。56ページをお開きください。事業別説明書の56ページ、57ページです。御説明につきましては、特徴があるものについて説明をさせていただきます。

初めに、歳入です。款、国民健康保険税、目、一般被保険者国民健康保険税でございます。節の一般被保険者の医療給付費分現年課税分と次の後期高齢者支援金分、次の介護納付金分、これを合わせた収納率は94.9%、前年度比0.6%の減となっております。

次に、節の上から4段目の一般被保険者の医療給付費分滞納繰越分と次の後期高齢者の滞納繰越分、次の介護納付金分の滞納繰越分を合わせた収納率は14.3%で、前年度比プラス3.2%となりました。

なお、退職被保険者等国民健康保険税につきましては、御説明を省略させていただきます。

続きまして、下から2段目の款、県支出金、節、保険給付費等交付金、普通交付分は、町の保険給付に要した費用が全額交付されるものでございます。

次の特別交付分は、市町村の保険事業に対する個別の事情に応じて県から交付されるものです。

次のページをお開きください。58ページ、59ページになります。

款、繰入金、一般会計からの繰入金となっております。節、保険基盤安定繰入金保険税軽減分から4つ下の財政安定化支援事業繰入金までは、法定内の繰入金となっております。その下の節、その他一般会計繰入金につきましては、法定外の繰入金となっております。原則、法定外は見込まないことになっていますが、町、地方単独事業実施に係る納付金へのペナルティー分について、一般会計から繰り入れることとなっております。

以下、諸収入については省略をさせていただきます。

次のページをお開きください。60ページ、61ページは歳出となります。

款、総務費です。こちらは、国保運営に必要な書籍等の購入、電算共同処理経費、レセプト点検費の賃金等、国保連合会に対する市町村負担金の拠出や賦課徴収に関わる経費の支出となっております。

次に、款、保険給付費、項、療養諸費、目、一般被保険者療養給付費です。一般被保険者に対する療養の給付を行う経費でございます。被保険者の受診件数は５万９，７０２件で、前年度より１，３５８件の減となっておりますが、給付費は１，５４１万円余りの増となっております。

その下の退職分ですが、退職制度につきましては省略をさせていただきます。

続いて、目、一般被保険者療養費支払事業費です。一般被保険者に対し、医療の償還払いや柔道整復師の療養の給付を行っております。件数は８４２件で前年度より２４９件の減、金額も１７７万円の減額となっております。

２つ飛ばしまして、項、高額療養費、目、一般被保険者高額療養費です。これは、一般の被保険者の医療の自己負担分について、月単位の一定の限度額を超えた場合、その超えた分について現金給付をするものです。件数は２，１７０件、前年度とほぼ同件数ですが、金額では６９９万円ほど増額となっております。

続きまして、下から２段目です。款、国民健康保険事業費納付金ですが、県が市町村から納付金として徴収し、特別会計として運営して、県内市町村の国民健康保険給付費等交付金普通交付分に充てられるものとなっております。

次のページをお開きください。６２ページ、６３ページです。

一番上の款、保健事業費、項、特定健康診査等事業費です。４０歳から７４歳の被保険者に対して、特定健康診断、特定保健指導を行う経費となっております。法定報告前の件数ですが、令和元年度の特定健診の受診者数は、人間ドック分も含め９００人となっております。受診率は、４０．１％となっております。現段階では、３０年度の受診率を１．６％下回る見込みとなっております。

次に、目の保健普及費です。医療費適正化事業として、医療費の費用額について年２回、通知いたしました。また、１７０人に対して人間ドックの助成を行いました。さらに、ジェネリック医薬品の推奨通知も年１回、行いました。

次に、目、保健指導事業費です。生活習慣病の重症化と合併症予防を目的として、生活改善につながる保健指導を行いました。

続いて、下から３段目の款、諸支出金、項、基金費、目、財政調整基金費です。２，２００万円を積み立てましたので、令和元年度末の基金残高は１億６，５７１万４，０００円になります。

最後に、決算書に戻りまして、１７８ページをお開きください。決算書の１７８ページです。

実質収支に関する調書です。１、歳入総額１６億３，５３８万７，０００円、２、歳出総額１５億６，９１２万８，０００円、３、歳入歳出差引額６，６２５万９，０００円、４、翌年度へ繰り越すべき財源は０です。５、実質収支額は６，６２５万９，０００円となります。

御説明は以上となります。

○議長（吉田敏郎）

認定第２号 決算認定について（国民健康保険特別会計）の細部説明を終了としま

す。